

令和2年2月29日（土）

司法書士による  
「セクハラ・パワハラ・労働環境等に関する無料電話相談」  
を実施します

長野県司法書士会  
会長 丸山 孝一

長野県司法書士会は下記の要領にて、司法書士による職場におけるハラスメントや労働環境における法的トラブルに関する無料電話相談を実施いたします。

「セクハラ・パワハラ・労働環境等に関する無料電話相談」

- ◆日時：令和2年2月29日（土） 10:00～16:00
- ◆電話番号：0120-567-301（フリーダイヤル）
- ◆相談料：無料（電話による無料相談です）
- ◆相談例：
  - ・根拠のない噂を流され、他の従業員から差別的待遇を受けている。
  - ・職場において雇用主から交際を迫られ、拒否したら解雇された。
  - ・仕事を辞めたいと上司に相談したら、違約金を請求された。
  - ・飲み会や社員旅行への参加を強制される。 etc.
- ◆問合せ先：長野県司法書士会（TEL：026-232-7492）

令和元年6月5日に女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正されました。本改正により、職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります。（厚生労働省HPより）。

特に最近では、アルバイト従業員が賃金に見合わない、正社員並みの義務や営業ノルマを課せられたり、健康に支障をきたすほどの長時間労働が強いられるブラックバイトやブラック企業と呼ばれる労働環境が問題となっております。

いざ従業員が仕事を辞めたくて職場に相談をしても、「無責任だ」「常識がない」などと会社から責められてしまい、自分の力だけでは辞められず、退職代行サービスを用いる等、大きな社会的問題も発生しております。

そこで、私たち司法書士は、職場でのハラスメント・労働環境の問題について、被害者から相談を受け、法的な支援を行ってまいります。また、人権侵害が確認できる案件では法務局における人権侵犯救済手続の申立による支援を行います。

このような趣旨により、相談をされた被害者の救済を図るのはもちろんのこと、被害者から声を拾い上げ、その声を行政や社会に届けていきたいと考えており、本件の無料電話相談を実施いたします。

\* \* \*

法務大臣の認定を受けた司法書士は、簡易裁判所における訴訟代理権を有しており、140万円以下の民事紛争については、裁判および裁判外において当事者の代理人となることができます。また、司法書士は、紛争の額にかかわらず裁判所提出書類の作成を通じて訴訟をサポートします。